

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

今、中川義雄議員の方からもかなり詳細にお話がありましたが、できる限り私も重複を避けながらお話ししたいと思うんですが。

冒頭、大臣、お隣にいる広田一さんの出身地であります高知県の土佐清水市というんでしょうか、人口一万数千人のところなんですけれども。また、十一月二十八日ともう一回、十一月二十六日でしたか、実は竜巻が起きてきていると。結構な被害が起きているんですね、観光ホテルとかそういうところで破壊されたとか、あるいは宮崎県の延岡ですか、ここでもまた起きてきていると。本当に、私も北海道というところで竜巻が起きたと聞いたときに、いや、しかも死者が出たといって、これは大変だなというふうに思っていたんですけども。改めて、大臣、これちょっと質問をしておりますけれども、本当にこの竜巻というのは災害の中でも今まではその他の災害みたいな形で扱われていたと思うんですけども、改めてこの竜巻がこんな形で広がってきた中において、この竜巻災害に対する基本的な構えといいましょうか、考え方といいますか、冒頭、御意見があればお伺いをしておきたいと思えます。

国務大臣（溝手顕正君） 私も現地に行って驚いたんですが、想像を絶した被害の形というんですか、であったんで驚きました。

それで、とにかくデータがないという事務レベルの話もございしますが、そうはいっても何か手を打たなくちゃいけないだろうと、政府としてですね。ということで、竜巻等の突風対策検討会というのはすぐ立ち上げてもらって、今持っている我々の知識、技術で解明できることは解明するし、やれることはやる、やれないことはこれからどうやってやっていくんだということをしっかり整理をして、交通にどう影響するとか、ライフラインに影響するとか、竜巻から発生するいろんな問題点を整理していこうじゃないかと、こういうことで各省の担当と合意をいたしたところでございます。

それで、過去の突風のデータの採集とか長期的な対策等について、また意識啓発のためにどうやっていったらいいんだろうというところまで含めて検討を開始したところでございます。また、これは、竜巻というのは御承知のようにアメリカというのは本場でございまして、アメリカに行って調査もしてこなくちゃいけないんじゃないかと。我々も、衆議院も参議院も含めて、実際現地を視察してもらってお力をかりることも考えなくちゃいけないんじゃないかと、こんなことを議論をいたしているところでございます。

峰崎直樹君 大臣、ちょっと語尾がやや小さくなる時があるんで、めり張りを、分かりやすく答弁していただければなと。まあ大臣の性格も表れていらっしゃるのかなとったりもしますが。

私も大臣も生まれが瀬戸内海沿岸の広島ですから、北海道に、佐呂間町というところに行かれて、改めて北海道というところの、先ほど中川義雄議員もおっしゃったように、とにかく相当厳しい気象条件だと。ですから、もう天災地変何でもありということで、私も、その荒々しい気候風土の中で北海道の道民がみんな苦勞しているという、その実態は是非大前提として理解をしていただきたいなというふうに思うわけではありますが。

さて、ちょっと細かい、事前に質問しておりました、やや細かくなりますが、質問を継続をしていきたいと思うんですけれども、今回、佐呂間町で発生した災害について、本当に、私も十一日の日でちょっとやや遅かったんです、もう本当に今回は政府側の対応というのは、私、野党の立場から見ても非常に迅速に対応させていただいたなど。起きたらもうすぐ飛び立って、七日から八日にかけて大臣は視察をされると、現地をですね。

私も十一日の日でした。ちょうど私が行ったときには、鈴木宗男新党大地の代表さんとぱったり同じ場所で会うというなかなか珍しい光景が実は生じたんですけれども、正にちょうどバリカンで頭を一本ぽんと刈ったような感じで、実に被害が局所的に、二百メートルの幅で一キロというふうに言われていますが、そういう実態を見たわけではありますが、この竜巻が、そのスケールが、藤田スケールというんですか、F、これは2というふうに判断をされたわけなんですけれども、この2という判断というのは、どういう根拠でこのスケール2というふうになったのか、教えていただければと思います。

副大臣（渡辺具能君） 竜巻の強さにつきましては、ただいま委員御指摘のとおり、国際的に藤田スケールというものが一般的に用いられておりまして、被害状況によりましてF0からF5までの六段階の分類がなされております。

今回の佐呂間町で発生しました竜巻では、今先生、根拠というふうにおっしゃったわけですが、藤田スケールの中のいろんな例示に例えますと、多数の住宅の屋根がはぎ取られた、あるいは自動車が吹き飛ばされたなどの被害状況にかんがみまして、現在のところ、竜巻の強さは藤田スケールでまいりますと少なくともF2以上であろうというふうに判断しているところであります。

現在、現地調査の結果を詳細に今分析しているところでありまして、年内を目途に強さも含めまして調査成果を取りまとめたいというふうに考えております。

峰崎直樹君 何か風速でいうと大体五十メートルから六十メートル、六十九メートルと、こういうふうにちょっと国土交通省の資料があるんですけれども、今まで台風で五十メートルというのは、たしか二年前の台風十八号だったでしょうか、経験したことがあるんですけれども、そうすると、更に3とか4とかになると、風速がもう七十メートルとか八十メートルとか、そういうレベルが3とか4とかという、そういうランクになるわけですね。そういう、何といいましょうか、台風も私、余り今まで経験したことがないんですけれども、それだけやはり異常であったということなんだろうというふうに思いますが。

さて、こういう竜巻で過去、死者が出た日本における事故というのはあったのでしょうか。それはいつのときなのでしょう。

副大臣（渡辺具能君） 本年の竜巻被害の状況につきましては、先ほども委員御指摘あっていたと思うんですが、九月十七日の宮崎県延岡市で死者三名、それから十一月七日の今般の佐呂間町では死者九名となっております。気象庁が調査を開始しました昭和四十六年以降では、被害が出た竜巻というのは合計十一件あるんでありますが、その十一件で合計でいいますと二十一名の死者が出ております。

なお、北海道における竜巻被害ということに限りますと、先生御指摘のとおり、今回の竜巻によりまして死者が出たのが初めてでございます。

被害をもたらしました状況については、死者等の関係においては以上のとおりでございます。

峰崎直樹君 こういうふうに、頻度がだんだん高まってきているんじゃないかなという感じがするんで、その原因については、先ほど異常気象とかあるいは地球環境問題ということで中川義雄議員がもう質問されましたんで、私もあえてそれを繰り返すことはいたしません。

改めて、本当今回、実は九名の方はいずれも佐呂間トンネルというところのトンネル工事の現場で作業をされておられる方々が集まりを持ってちょうど会議中であつたということで、一気にそこを襲つたということで、本当に痛ましい、心から本当にお悔やみを申し上げなきゃいけない重大災害だったわけですけども、先にちょっとお聞きしたいんですけど、これは衆議院の方でももう既にお答えがあつたかもしれませんが、改めて、こういう方々はやはり労働災害に指定をされるのかどうかということですね。この点、ちょっと私の方から質問させていただきたいと思っております。

大臣政務官（松野博一君） 竜巻や地震等の天災地変につきましては、原則としては労災の補償の対象とはなりませんけれども、業務の性質や内容、作業条件、作業環境、事業場施設の状況から見て、危険環境下の下にあることによって被災したものと認められる場合には労災補償の対象となります。

死亡された九名の方々については、昨日までの時点で労災請求は行われていませんが、御遺族の方から請求が行われ次第、迅速かつ適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、災害発生後の厚生労働省の対応といたしましては、今回の竜巻発生後、直ちに所轄の北海道労働局及び北見労働基準監督署から労災担当職員を現場に派遣をいたしまして情報収集を行っているところであります。

さらに、元請の事業主に対しましては、下請の労働者を含め、労災保険給付請求書を速

やかに提出するように指導を既にいたしております。

以上でございます。

峰崎直樹君 ということは、申請があれば検討して判断をしたいと、こういうことですね。

事実上、通常言うところのプレハブの建物なんですね、お聞きしたところ。ということは、普通のしっかりとしたコンクリートとかそういう建物の中で仕事をされているんだったら私はこの問題は起きてなかったと思っていますので、そういうやっぱり該当する条件として、私は労災に合致しているんじゃないかというふうに現地を見て思いましたので、その点を付け加えさしておきたいと思います。

そこで、今回の災害でいろいろ見ておりましたところ、NTTドコモの北海道の佐呂間町の携帯電話用基地局のチャンネルを増やすということについて許可をされているんですけども、それを聞いたときにちょっと、常日ごろ私が北海道の中をいろいろ車で走ったりすること多いんですが、そのときにいつも思うのは、電波の届かないところがあちらこちらにまだ残っているわけです。大抵そういうところは、山奥の、山村の山奥の非常に地形の厳しいところでございます、もしここで追突なりあるいは自動車事故が起きたときに、せっかく携帯電話を持っていてもそれが通じないんですよ。そうすると、そういう災害が起きたときとか事故が起きたときに、そういう通話ができないようなところを、やはり少なくとも国道とか道道とか、そういう道路のいわゆる状況が、国道とか公の道である場合には、私道までそれを入れるかどうかというのはちょっとなかなか大変かもしれませんが、国道や道道に関して言えば、私は、そこはもう必ず通話ができるような状態にしておかないと、事故があったときに何も使えない携帯電話ということになってしまうんじゃないかというふうに思うんです。

その点についてどのように考えておられるのか、これは総務省になりますか、お尋ねしたいと思います。

大臣政務官（土屋正忠君） お答え申し上げます。

まず、今委員御質問の前提として、佐呂間町の竜巻災害において一時的にチャンネル増を許可しているかどうかということにつきましてまず申し上げたいと存じますが、これにつきましては、緊急なものとして直ちにチャンネルを増やして対応した次第でございます。

なお、これは今回の竜巻被害だけではなくて、すべての災害について可能な限り迅速にこのような措置をとっていることを申し上げたいと存じます。

次に、御質問のありました、いわゆる携帯電話が通じない地域、難視聴地域でございますが、これらにつきましては、携帯電話の電波が届かない地域の解消について鋭意努めているところであります。

まず、携帯電話について申し上げますれば、法的にはユニバーサルサービスという位置

付けはされておられませんので民間業者が努力をすると、国がその努力に対して支援すると、こういう形を取っているわけでありませう。

平成三年度より、条件不利地域を対象にして、一般財源による補助事業として移動通信用鉄塔施設整備事業などを実施してきたわけでありませうが、この要件は、過疎地、辺地、離島、半島、山村又は特定農山村、豪雪地帯などなどでありませう。これらの結果、現在では人口カバー率が九九・五%までカバーしているわけでありませうが、なお〇・五%、約五十八万人程度が携帯電話がなかなか使えない地域と、こういうことになるわけでありませう。なお一層努力をしていきたいと、かように考えませう。

峰崎直樹君 人が住んでいる地域のところの難視聴というのは、それはもう解消しなさいいけないというのは私もそのとおりだと思ひませうし、また、民間の努力を大いに後押しするというのは、それもそうだと思ひませうが、やっぱり、要するに北海道のようなどころへ行くと、町から町の途中というのはもうほとんどだれも住んでいないんですよ。その山奥の道路を走っていく、そのときに、当然車でありませうから事故を起こす、あるいはいろんなことが起きるわけですから、そういったところへの配慮、場合によつたら、そこは携帯電話じゃなくて公衆電話とかいろんなものがあるのかもしれないが、そういった点の配慮というのが私は必要なんじゃないかなというふうに、これから過疎化がどんどん進めば進むほどそういう地域私は増えてくるように思ひませうですね。その点、強く要望しておきたいというふうに思ひませう。

それから次に、昨日も地元でちょっと、電話でしかできませんだったので、今一番困っていることは何ですかということで佐呂間町の役場の方あるいは私の知人の方にお聞きをしたんですけれども、やはり災害に遭われた方にとって一番やっぱり住宅問題が非常に深刻だということございませう。

とにかく、屋根だけが飛んでしまった、ブルーのテントを張って、一時かなりそれで今応急措置をとりながらやっておられるんですけれども、そういう方々に対して住宅の支援というのが、たしか法律ができ上がっているわけでありませうが、その支援というものが非常に、是非手厚い手当てをしていただきたいだけけれども。現行は災害救助法とか、この住宅の問題についてはたしか新しい法律ができ上がっているというふうには私も聞いていますけれども、どうもその使い勝手がなかなかよろしくない、ということなんですけれども、この点、特に住宅の被害に対する手当てで、大変今地元的に困っている問題に対して、改めていわゆる温かい、先ほどの中川委員の話じゃありませんけれども、温かい支援の手というのは、何らかの法的な措置というものが適用できないものだろうか、という要望などが出てきているんですけれども、この点についてどんなふうな対応をされようとしているのか、お聞きしたいと思ひませう。

副大臣（渡辺具能君） 委員御指摘のとおりでございます。私も、竜巻が起きた七

日の日に現地に向かって、現地に到着したのは日付が変わってございましたけれども、皆様とお会いしての一番の大きな心配は、委員御指摘のと通りの住宅に対する不安でございました。特に冬にもう入っているわけございまして、大変その点が心配なわけでございます。

こういった自然災害による被災者に対します住宅確保への支援は、公営住宅を提供するとかあるいは住宅金融公庫による融資制度を通じて支援を行っております。

具体的に今回の場合について申し上げますと、被災者の方々が入居可能な公営住宅等につきましては、佐呂間町内及びその周辺市町の公営住宅で直ちに被災者が入居可能な住宅を現在四十戸確保を既にいたしております、こういった情報につきまして皆様方に情報提供をしているところでございます。現在は、このうち三戸に対しまして入居があったというふうに聞いております。また、今入っていただいている方々についての家賃につきましては、今年度内は少なくとも無料にするとということにいたしております。

また、もう一つは、住宅金融公庫の災害復興住宅融資の適用につきましては、翌日、国土交通大臣が現地に入られたわけでございますが、その際も高橋知事から大臣に対して強いこの点についての要請がありました。これを踏まえまして、十一月十日付けで速やかに、住宅金融公庫法施行規則第一条の三第二号の規定に従いまして、竜巻による北海道佐呂間町における災害として財務大臣と国土交通大臣の連名で災害指定を行いまして、通常の金融公庫の融資に比べまして金利等が優遇された災害復興住宅融資を適用いたしております。御報告申し上げます。

いずれにいたしましても、こういった住居に対します被災者に対する迅速な支援が極めて重要だと考えておりまして、地域住民の方々とお話をしながら、きめ細やかな、しかも速やかな対応に今後とも努めてまいり所存でございます。

峰崎直樹君 これは、たしか阪神・淡路大震災のときからずっと議論をされていて、日本列島はもう地震列島、台風、今回の竜巻、そういう自然災害といいますか、天災によって家屋を失ってしまうとか、そういう問題に対して国家として何とかできないものだろうかというような議論がありました。ようやく三百万円ですか、支出するような形になってきたわけですが、私ずっと考えてみて、これは日本国民全体でこれをカバーできるような仕組みというのができないものかなと。

これ、溝手大臣、余り私の質問の中に入れてなかったんですけども、例えば固定資産税の中に上積みをして、そして、非常に薄くて構わないと思うんですが、大体この十年なり二十年なり平均するとどのぐらいの一年間に災害による被害が起きて、そしてそれに対してどのぐらいやはり必要なのかという金額で割り返してみても、そして連帯基金、国民連帯の基金のような形で展開していかないと、これはいつ何どきまた大きい大災害が、大地震が起きないとも限らないと、もう予測されているわけですから。なかなか民間の自助努力とか、自助、共助というようなことを進めようとしても、なかなか地震保険なんかの加

入率見ても、私なんか比較的よく見ている方なんです、余り上がってきていないんですね。だから、そういう意味で、そういった国民全体をカバーできるような、連帯基金のような形をやはり考えていくべきじゃないかなというふうに思っております、そういった点の検討も是非お願いしたいと思っております、もし何か御見解があればお聞きしておきたいと思っております。

国務大臣（溝手顕正君） 御指摘の点も含めまして、確かに今の三百万の制度が完璧であるかどうかというのはいろいろ議論があるところでございまして、我々は今までのところ、二年後にこれを見直すという、あれは国会決議が付いた形で成立しておりますので、二年後には何らかの方向付けをしなくてはいけないだろうと。この検討につきましては、もう急がなくてはいけないのではないかなという受け止め方をしております、できるだけ早く、もう来年早々からでも掛かろうではないかと、みんなの知恵を集めてみようではないかと、こういう言い方をしているところでございまして、検討は開始すると申し上げてもよろしいかと思っております。

峰崎直樹君 是非、国民が本当に安心してこの日本に暮らせるように頑張ってくださいなというふうに、努力していただきたいなというふうに私の立場からもお願いしたいと思っております。

さて、先ほど佐呂間町の被害総額幾らかということの内閣府さん、五億七千万円の被害だというふうにおっしゃいました。そのうち家屋が三億六千万と、こうあったんですが、実は十月初旬、たしか七、八、九の三日間だと思いますが、この地域を低気圧が襲って大雨の被害がダブルパンチでこの佐呂間町にかかっているわけです。私も現場を見てまいりましたけれども、川の土手のところがえぐり取られてなかなか大変だなという状況でございまして、こういった点について総務省で、先ほど特別交付税のお話がございましたが、交付税措置なりあるいは起債の面で一体どういう対応を考えておられるのか、私の質問ちょっとダブるかもしれませんが、先ほどの中川委員のあれに補足をして答弁をいただきたいと思っております。

大臣政務官（土屋正忠君） お答え申し上げます。

佐呂間町におきましては、十月六日の低気圧被害でやはり御指摘のような被害を被ったわけでありまして。このときの災害全体については北海道全体で三百億程度と、このように考えられているわけですが、現在そのような把握をいたして対策を取っているところであります。住宅も多数被害を受けましたので、応急対策や復旧など財政負担が生じるだろうと、このように考えております。

これらの、竜巻も含めてであります、天災に対する財政負担に対する対策であります、まず、道路等各種インフラの災害復旧事業の地方負担に対しましては災害復旧事業債

の発行によりまず対応いたします。そして、その元利償還金については普通交付税による措置を講ずることといたしまして、発行率は一〇〇%、交付税による補てんは九五%、こういうことになるわけでありまして、したがって残り五%が地元の純粋な単独財源と、こういうことになるわけでありまして、また、その他応急措置に対する経費については特別交付税により適切に措置することといたしております。

なお、十二月に特別交付税を交付するわけでございますが、残念ながら佐呂間町のこの一件に関してはまだ査定が終わっておりませんし、ぎりぎりのところでございましたが、三月の特別交付税になるだろうと、このように考えております。

峰崎直樹君 三月を十二月に早めてほしい、概算でも出してほしいということなんで、ちょっと事前に余り詳しく聞いておりませんでしたけど、特別交付税は町村の場合は北海道庁が配分をするんでなかったかなというふうに思っていますが、こういう場合は総務省本省でやるのは都道府県と市だけじゃなかったかと思っているんですが、その点あれでしょうか、道との間の連携は十分できているんでしょうか。

大臣政務官（土屋正忠君） これは、北海道がまず査定をいたしまして、総務省と調整をいたしまして北海道を経由して配分すると、こういうことになります。

峰崎直樹君 私、かねてから、特別交付税というのが交付税総額のたしか六%という、たしか一兆円近いお金を特別交付税持っていると思います。これがどのように使われているのかなということについて、よく私たち野党の議員のところにもその交付税を、特別交付税を何とかしてもらえないかというような話よく来るんですね。

私は、やはりこういう災害とか突発的な事故だとか通常考えられなかったときにこれに対応できるようにして、まあ予算というのは毎年使い切らないと次の年どうのこうのという話があるんですけども、特別交付税の在り方について、私は、やはりこれはこういう災害を含めた突発的な通常予想できないような費目に限定をして、それで余った場合は翌年にこれを繰り越していくとか特別な扱いをしなきゃまずいんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、もし、これは事前に質問をしておりますので、もしかするとお答えなかなか難しいかもしれませんが、お考えがあればお聞きしておきます。

大臣政務官（土屋正忠君） お答え申し上げます。

特別交付税は、いわゆる今御指摘のありました地方交付税全体の中の六%というふうに総額が決まっているわけでありまして、その中で運用していくわけでありまして、当然のことながら、やみくもに交付するのではなくて、交付基準がございます。

災害等については、市町村などの場合には、例えば罹災世帯数掛ける二万三千五百円とか、全壊戸数掛ける十六万一千円とか、半壊戸数掛ける八万円とか、以下細かくなります

ので省略いたしますが、こういった共通のルールを持ちまして、しかし半壊したか全壊したかはこれは判定によるわけですけれども、その半壊とか全壊とかという判定が下った場合にはこのルールに従って出しておりますので、その辺御理解のほどお願いいたしたいと存じます。

峰崎直樹君 そのルールがあるというのはもちろんあるんだろうと思いますが、しかし六%の金額というのは相当大きい金額だと思います。だから六%がいいのかどうかということもあるし、それと、不交付団体、すなわち財政力が非常に豊かな地域でも特別交付税が払われる場合があるんですね。そういう意味でいうと、本当に一体その豊かな地域で何が起こったのかなというのは我々はよく分かりませんが、そういった点でやや透明感に欠けるのがこの制度なのかなとちょっと思っているんですけれども。

この点について、今交付税全体の見直しというのが議論されておりますが、これは、災害対策ということで今日は議論されておりますのでこの議論ではないんですけれども、この点やはり少しこれから明確にされる必要があるのかなというふうに思っております。これは私の意見でございますので答弁は結構です。

最後に、もしかしたらちょっと早めになるかもしれませんが、こういう災害で、結構今年も災害が多発して、補正予算を組んだらどうだと、こういうよく意見を聞くわけですが、そういう考え方がおありなのかどうか、そういった点についてお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

大臣政務官（椎名一保君） お答えさせていただきます。

昨日の閣僚懇におきまして、総理から今年度の予算の編成に当たっての二つの大きな御指示がございました。これは、財政健全化を堅持し、改革の徹底を基本方針にすることが一点でございます。歳出におきましては、国民の安全、安心の観点からの災害対策等の必要な経費に限定し対応することとし、それ以外については公債減額など財政健全化に全力を尽くせという御指示がございました。

これを受けまして、お尋ねの補正予算におきましては、集中豪雨や台風等による被災地等の早期復旧と再度災害防止に万全を期すため、災害対策を中心に真に必要な経費について計上してまいり所存でございます。

峰崎直樹君 終わります。

〔委員長退席、理事田村公平君着席〕